

公害保健係への請求までの流れ

令和7年10月1日現在、65歳になっていますか？

はい

令和7年10月1日から接種可能です。

いいえ

65歳になる1日前から接種可能です。
それ以前に受けると、全額自費になる
うえに、公害助成も対象外です。
お気を付けください。

住民登録をしている自治体では、高齢者(65歳以上)への定期接種として新型コロナウイルス
予防接種を行っていますか？広報誌やホームページ等をご確認ください

はい

自治体では、接種費用の公費助成はあります
か？(自己負担額●円、一部負担金●円、
助成金額●円、など)。自治体発行の接種
票や、広報誌、ホームページ等をご確認く
ださい。

いいえ

全額自費接種になります。公害保健係への
請求金額は、**3,200円**までです。

いいえ

公費助成はあるが、自治体指定条件に合わ
ない(例：指定医療機関以外で接種する)

はい

以下の該当する方に合わせて請求してください。

(1) 医療機関窓口での支払金額が公害助成金額上限 3,200円 より低い場合
⇒低い方の金額を請求してください。

例) A区の場合 65～74歳 自己負担金額 3,000円 ➡請求金額は3,000円
75歳以上 無料 ➡請求できません。

(2) 医療機関窓口での支払金額が公害助成金額上限 3,200円 より高い場合
⇒公害助成金額上限 3,200円 を請求してください。

例) B県C市の場合 自己負担額 4,000円 ➡請求金額は3,200円

(3) 接種時に全額自費で支払い、後日に自治体から公費助成金額が償還払いされる場合
⇒最終的な自己負担金額に基づき、(1) または (2) に合わせて請求してください。